

＜リスト改正（平成23年7月1日施行予定）等に関するQ&A＞

Q：輸出令別表第1の4の項（25）及び貨物等省令第3条第二十六号に規定する材料に関する解釈規定の追加に関し、「民生用の電子機器」、「不要な電磁波」、「型抜きしたもの」はそれぞれ具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

A：「民生用の電子機器」とは、携帯電話、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー、家電製品や、電線、ケーブル等を、「不要な電磁波」とは、いわゆる電磁波ノイズと呼ばれるもので、民生用の電子機器の本来の用途・目的とは無関係に発生し、雑音や誤作動等の原因となるものを、「型抜きしたもの」とは、民生用の電子機器の回路基板や筐体等の形状に合わせて型抜き・切断したもの（円形、楕円形、四角形のような基本的形状を含む）をそれぞれ指します。

Q：輸出令別表第1の5の項の（18）及び貨物等省令第4条第二号に規定する繊維を使用した成型品についての解釈規定の追加により、航空機用のものや船舶用のものについては規制対象が「半製品」に限定されましたが、これはどういったものを指すのでしょうか。

A：「半製品」は、今後まだ加工される予定や可能性のある貨物を指し示しています（従前より貨物等省令でも用いている用語です。）。今般の通達改正により、今後更に加工を施すことのない「最終製品」は、貨物等省令第4条第二号の規制の対象からは外れることとなります。なお、当該成型品を用いて製造された最終製品については、当該最終製品が、輸出令別表第1の5の項の（18）及び貨物等省令第4条第二号以外に掲げる貨物に該当するか否かについて判定を行う必要があります。

Q：貨物等省令第7条第三号トについては、規制されている「デジタル電子計算機の附属装置であって、前条第一号ホ（一）に規定する機能を有するもの」と改正されましたが、イメージスキャナー装置は規制対象に含まれるのでしょうか。

A：貨物等省令第7条第三号トは、デジタル電子計算機の附属装置であってアナログデジタル変換機能を有する装置を規制対象としていますが、イメージスキャナー装置は貨物等省令第7条第三号トの規制対象には含まれません。

Q：平成21年10月1日より施行の貨物等省令第8条第九号ヲの「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。

A：「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスは「特定の民生産業用途」に含まれません。

また、特定の民生産業用途の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての基本的通信機能（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線LAN等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。

Q：貨物等省令第8条第九号ヨの（一）と（二）でそれぞれ規定する装置については、どのように性質が異なるものなのでしょうか。

A：貨物等省令第8条第九号ヨは、規制対象から外れる装置に関する規定です。(一)に規定する装置は、そもそも暗号機能が使用不可能なものです。対して、(二)に規定する装置は、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化手段を用いれば、当該機能が有効化するようなものを想定しています。

Q：貨物等省令第8条第九号の二や第21条第1項第十六号、第十七号で規定されている「ある貨物」とは具体的にはどのような貨物なのでしょうか。

A：潜在的には貨物等省令第8条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する暗号機能を有しているものの、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化手段を用いれば当該機能が有効化するようなものを想定しています。なお、当該貨物には、電子組立品やモジュール、集積回路及びこれらの部分品等、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれますので、ご注意下さい。

以上